

【「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2019版対応〕(案)」】

【御意見】

【御意見に対する考え方】

10月17日	基準	意見	1	企業	<p>第33類中、類似群コード28A01が振られている部分です。(案)では、新たに階層が設けられておりますが、この階層について意見があります。</p> <p>(1)「合成清酒」は「清酒」の下位概念ではない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒税法第3条の定義からすると、概念の上下関係のない全く別の商品である ・「日本酒」は地理的表示として「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第86条の6に基づく「酒類の地理的表示に関する表示基準」により国税庁より指定されており、その定義は下記リンクの通りである。 <p>仮に「合成清酒」を「清酒」の下位概念とすると、「日本酒」の一部に「合成清酒」が含まれることにもなりかねず、「日本酒」を地理的表示として保護していく政府方針と齟齬をきたすことになる。</p> <p>https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/chiri/besshi01.htm</p> <p>(2)「泡盛」は「焼酎」「白酒」「直し」「みりん」の上位概念ではなく、「焼酎」の下位概念である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「泡盛」は「焼酎」の下位概念である「単式蒸留焼酎」のさらに下位概念であり、このことは、「泡盛の表示に関する公正競争規約」等の法的規範から明らかである。 <p>http://www.honkakushochu-awamori.jp/law.html</p> <p>(3)「直し」は「みりん」の下位概念である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「直し」は「みりん」に焼酎またはアルコールを加えたものであり、「みりん」も焼酎またはアルコールをベースに作られることから、「みりん」のエキス分を延ばしたものと言える。 <p>まとめると、次のように変更することが望ましいものと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 清酒 2. 合成清酒 3. 焼酎 4. 泡盛 5. 白酒 6. みりん 7. 直し <p>以上、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>御意見「(1)「合成清酒」は「清酒」の下位概念ではない」及び「(2)「泡盛」は「焼酎」「白酒」「直し」「みりん」の上位概念ではなく、「焼酎」の下位概念である。」の2点は、御意見のとおり修正します。</p> <p>御意見「(3)「直し」は「みりん」の下位概念である。」の点について、広辞苑第七版(株式会社岩波書店)によれば、「なおし【直し】」には「直し酒」の略。「直し味醂(みりん)」の略。」の2つの意味合いがあり、必ずしも「直し味醂(みりん)」を指す場合のみではないことから、類似基準において「みりん」の下位概念に「直し」を記載するのではなく、「直し」と「みりん」を、上位・下位概念を分けることなく、並列の商品として記載します。</p>
10月12日	基準	意見	2	個人	<p>■提案 第37類 37A02の「建築工事に関する助言」を「建設工事に関する助言」と変更する</p> <p>■理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇1. 業種や役務を表すとき、建設は建築と土木とを含む用語です。すなわち、建設が上位概念、建築・土木が下位概念の関係と言えます。四角で囲まれた見出しの役務は、類似する役務の中で上位概念のものとするのが望ましいと考えます。 ◇2. 37A01建設工事との関係で整合が取れます。 指定役務(日本語) 審査基準掲載の参考英訳およびニース国際分類 37A01 建設工事 construction 37A02 建築工事に関する助言 construction consultancy 上記のとおり、網掛け部分だけが他と異なるため違和感があります。 ◇3. 在外者が当該基準の参考訳に基づいて英語を日本語に訳して出願した場合、意図せず指定役務を狭めてしまうおそれがあります。 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇1. 机上の話に限られるかもしれませんが考えられるケースとして、「建設工事に関する助言」を意図して「建築工事に関する助言」として出願・登録した後、「土木工事に関する助言」のみについて使用していた場合、登録した指定商品に含まれない使用であるとして不使用取消の可能性がります。 ◇2. 変更した場合であっても互いに類似の役務であることは明らかであるため、実質的な支障はないものと考えます。 ◇3. 個人的な経験ですが、建設関係の商標を出願する際には37A01と37A02の指定役務を同時に指定するケースが多いです。そのとき、審査基準に掲載の文言通りに記載したい気持ちと、実情に沿った役務を指定したい気持ちとでいつも迷います。 ◇4. 商標の早期審査の要件改訂およびファストトラックの運用開始に伴い、審査基準通りに記載することの重要性が増しています。 <p>そのため、審査基準は出願人が指定しやすい役務を掲載することのニーズが一層高まっているものと考えます。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>

10月22日	基準	意見	3	個人	<p>第41類</p> <p>[意見] 第41類の美術館等の提供に係る役務に付与される類似群コードが妥当かどうか再度ご検討の上、審査基準上の表記も適切に表示していただきたい。</p> <p>[理由] 貴庁発行の「商品及び役務の区分解説」の41類の項で「植物の供覧」「動物の供覧」(41C01)の説明と「図書及び記録の供覧」(41C02)の説明と「美術品の展示」(41C03)の説明がそれぞれ同じような表現で説明がされています。また、各役務を提供する施設の提供という表記の役務についてJ-PlatPatの商品・役務検索を調べるだけでも「動物園の提供」「植物園の提供」は41C01、(図書館の提供の例示はありませんでしたが)「図書館情報の提供」が41C02の類似群コードが付与されています。</p> <p>上記の区分解説と41C01や41C02の関係から当然、美術品に関する施設提供の役務である「美術館の提供」と表記した場合、41C03が付与されることが相当と思うところ、「公開・展示を伴う美術館の提供」だけは「映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供」に付与される41K02が付与されています。そのほか積極表示で「美術館の提供」とだけ記載した場合、41K02の類似群のみが付与され、41C03の類似群は付与されておられません(例えば登録第5295662号)。したがって、美術館の提供のみ動物園や図書館等と類似群の付与の仕方が異なる事になります。「公開・展示を伴う美術館の提供」は二ス表記で第7版時代から41K02の類似群コードが付与されている役務のようですが、類似群付与の誤りではなかろうかとの疑問を抱かざるを得ません。仮に美術館が「映画～教育研修のための施設」に該当するならば、反対に動物園や図書館がそれに該当しない理由が明らかではありません。また、現在の41C03の「美術品の展示」は何の役務を指すものなのか違いがわかりません。</p> <p>このことから、貴庁において以下の点について再度ご検討いただきたいとおもいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「美術品の展示」が指す役務と「公開・展示を伴う美術館の提供」他、「美術館の提供」に相当する役務が指す役務の内容の相違 ・「公開・展示を伴う美術館の提供」他、「美術館の提供」に相当する役務に付与される類似群コードの妥当性 <p>ご検討いただいた上で現行の状態が正しいということであれば、審査基準の例示として、単なる「参考」ではなく「映画～教育研修のための施設」(41K02)に「美術館の提供」が含まれる、あるいは、いわゆる短冊表記に加えることを明記した方が、誤解するユーザーが減ると思います。また、今後、出版される役務の区分解説の説明において「美術館」については他の41C01・41C02が付与される動物園や図書館等と異なる表現とすることは必要になるかと思えます。</p> <p>なお、「美術館」と同様に「博物館」についても、「博物品の展示」(41C03)と「博物館の提供」(41K02)という振り分け方がされているようです。最後に、最近でも明らかに公益団体が提供する博物館・美術館の役務について、施設も提供している団体で、「博物館の提供」「美術館の提供」の役務はおろか、41K02の類似群なしで登録されている例もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録商標「京都鉄道博物館」(5696237) ・登録商標「東京都写真美術館」(5811852) ・登録商標「みらい美術館」(5908253) <p>現状の運用及び説明では、ユーザーサイドに誤解を生じさせている弊害は少なからずあるのではないかと思います、意見させていただきます次第です。</p>	<p>頂いた御意見は「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2019版対応〕(案)」(以下、類似基準という。)の参考情報として掲載していた「商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表」の第41類の役務である「providing museum facilities [presentation, exhibitions] (参考訳: 公開・展示を行う美術館の提供) 41K02」の類似群コードに対する御意見ですが、同「providing museum facilities [presentation, exhibitions]」の役務と、類似基準の第41類の「映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供 41K02」の役務とは、いずれも他人に対し音楽や美術等を楽しませる目的にて企画する文化的な催事を実施する場所を利用させる性質をもつものですから41K02の共通のコードを付与しております。</p> <p>他方、類似基準の「美術品の展示」の役務は、たとえば、美術品を所持している者が、他人のためにそれらの美術品をならべて見せるという性質をもつものですから41C03のコードを付与しております。</p> <p>すなわち、「providing museum facilities [presentation, exhibitions] (参考訳: 公開・展示を行う美術館の提供)」と「美術品の展示」の各役務は、その性質が異なるものとして扱っています。</p>
--------	----	----	---	----	--	---